

(別記様式)

溶接工事作業計画書

1	工事名称						口 主要用途	
1 建築物・溶接工	概要						最大の張	m
	八 構造種別						ホ	り間
	へ 延べ面積	m <sup>2</sup>	ト 建築面積	m <sup>2</sup>	二 軒の高さ	チ 階 数		
	リ 架構形式		ル 主要鋼種	SS	SM			
又 溶接長	m		及び重量	t	t	t	t	
2 工事関係者住所・氏名等	イ 設計者	住所	氏名	氏名	氏名	氏名	電話( )	
	口 構造担当設計者	住所	氏名	氏名	氏名	氏名	電話( )	
	ハ 工事監理者	住所	氏名	氏名	氏名	氏名	電話( )	
	ニ 工事施工者	住所	氏名	氏名	氏名	氏名	電話( )	
	ホ 鉄骨加業者	住所	氏名	氏名	氏名	氏名	電話( )	
	ヘ 溶接管理責任者	所属	氏名	氏名	氏名	氏名	資格	
	ト 溶接検査責任者	所属	氏名	氏名	氏名	氏名	資格	
	イ 柱							
	口 はり							
	ハ その他							





溶接	管理技術者	換算人員1人につき10点	10	15	20	30
溶接	技能者	換算人員1人につき4点	12	15	24	30
検査	非破壊検査機器	1台につき3点	4	10	3	20
		換算人員1人につき5点			5	
	機械的性質の試験機	1台につき2点				
その他	上家付作業場	面積100m <sup>2</sup> につき1点	1	5	2	10
	現寸場	面積50m <sup>2</sup> につき1点	1		2	
	変電容量	50 KVA につき 1 点	2		3	

(2) 当該工事に投入される設備、人員等について、(1)の表の項目ごとに配点の欄に従って点数を算定し、その合計が(イ)欄に掲げる建築物にあっては50点、(ロ)欄に掲げる建築物にあっては100点以上である場合に適格と判定する。

各項目の必要点は必ずこれを満足しなければならぬ。また、各項目につき上限点を超える点は算定に入れないものとする。

〔註〕

- (1) 自動ガス切断機とは、自走式のものを用いる。また、切削による開先加工専用機もこれに含めることができる。  
 (2) 溶接管理技術者は、下表の換算率に人数を乗じて得た換算人員により算定する。

資格	経験年数	大学卒業又は旧高専卒業		工高	校卒	一級建築士	二級建築士
		5年以上	2年以上				
経験年数	5年以上	2年以上	5年以上	2年以上	2年以上	2年以上	2年以上
換算率	0.6	0.4	0.4	0.4	0.2	0.8	0.4

公益法人等が行う鉄骨工事技術に関する研修会等(溶接管理に関する課目を含むもので建築主事が認めたもの)を修了した者は、上表の換算率の数値に0.2以下の数値を加えることができる。

(社)日本溶接協会「溶接技術者資格認定規格」(WES)1級又は2級の資格を有する者は、上表にかかわらず、換算率をそれぞれ1.4又は1.0とすることができる。ただし、の加算を行うことはできない。

資格の欄に掲げる学歴は、建築又は溶接に関する課程を修了したことを意味する。また、他の学歴で建築主事がこれらと同等であると認めたものは同学歴とみなすことができる。

- (3) 溶接技能者は、下表の換算率に人数を乗じて得た換算人員により算定する。

資格	(イ)	(ロ)		(ハ)
		A	2F又はSA	
資格	A 2F又はSA 2F	A 2F又はSA 2F及びA 2V又はSA 2V	A 2F又はSA 2F及びA 2H又はSA 2H	経験2年以上
換算率	0.5	1.0		0.2

A 2F等は、JIS Z3801 1979又はZ3841 1979の規定による資格をいう。

(イ)欄又は(ロ)欄に掲げる資格を有する者で、これら以外の資格( のJISの規定によるものに限る。)を有する場合は、それぞれにつき換算率の数値に0.1を加えることができる。ただし、換算率は1.5を超えることはできない。

(イ)欄又は(ロ)欄に掲げる資格以外の資格で建築主事が同等であると認められたものは、これらと同資格とみなすことができる。この場合においては、 を準用する。

(4) 非破壊検査機器とは、超音波探傷機又は放射線透過試験装置をいう。

(5) 検査技術者は、下表の換算率に人数を乗じて得た換算人員により算定する。また、検査技術者は溶接管理技術者と兼ねることができる。

資格	大学	卒業又は	旧	高専	卒業	工	校	卒
	5年	以上	2年	以上	5年	以上	2年	以上
経験年数	5年	以上	2年	以上	5年	以上	2年	以上
換算率	0.6			0.4			0.2	

公益法人等が行う鉄骨工事技術に関する研修会等(溶接検査に関する課目を含むもので建築主事が認めたもの)を修了した者は、上表の換算率の数値に0.2以下の数値を加えることができる。

WESI級又は2級の資格を有し、経験2年以上の者は、上表にかかわらず、換算率をそれぞれ0.6又は0.4とすることができる。この場合においては、 を準用する。

(社)日本非破壊検査協会「非破壊検査技術者技量認定規程」(NDI)1級又は2級の資格を有する者は、上表にかかわらず、換算率をそれぞれ1.4又は1.0とすることができる。ただし、 の加算を行うことはできない。

資格の欄に掲げる学歴は、建築又は溶接に関する課程を修了したことを意味する。また、他の学歴で建築主事がこれらと同等である

と認められたものは同学歴とみなすことができる。

(6) 機械的性質の試験機は、引張試験機(能力50t以上)又はこれと同等以上の性能を有するものとする。